

令和 8 年度第 2 号議案

令和 8 年度第 2 回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「江戸川区情報セキュリティポリシーの
改定について」

主管課：経営企画部DX推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について
- 2 諮問理由
江戸川区情報セキュリティポリシーを改定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
経営企画部 D X 推進課



26 経 D 送 第 55 号
令和 8 年 6 月 26 日

総 務 部 長 殿

経 営 企 画 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について

2 諮問理由

江戸川区情報セキュリティポリシー（以下「区情報セキュリティポリシー」という。）を改定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

総務省の策定する、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となる考え方及び内容について解説した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「総務省ガイドライン」という。）が令和 8 年 3 月に改定された。

江戸川区においても、総務省ガイドラインの改定内容を踏まえ、区情報セキュリティポリシーの改定を行い、更なる情報セキュリティの強化を図ることを目的とする。

※総務省ガイドライン改定のポイントは、別添 1 のとおり

4 改定内容

区情報セキュリティポリシーは、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準（以下「基準」という。）により構成されている。今回の改定は、基準に係るもののみである。

(1) 総務省ガイドラインの主な改定内容

- ・ 地方自治法改正に伴う文言等の修正
- ・ 機器の廃棄、データ消去方法の変更

(2) 区情報セキュリティポリシーの改定内容

基準の改定箇所は、別添 2 のとおり。

区情報セキュリティポリシーの改定案は、別添 3 のとおり。

5 実施時期（予定）

令和 8 年 7 月 情報公開及び個人情報保護審査会への諮問

9 月 改定した区情報セキュリティポリシーの運用開始

6 担当部課

経営企画部 D X 推進課